資料

熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括について

令和6年（2024年）3月7日開催　第４回熊本市宿泊税検討委員会

目次

熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括について

1　検討の背景・目的について　・・・・・・・・・・・・・・・ P1
2　熊本市における今後の観光振興について　・・・・・・・・・・・・・・・ P3
3　観光振興のための財源の検討について　・・・・・・・・・・・・・・・ P5
4　事例を踏まえた宿泊税の使途について　・・・・・・・・・・・・・・・ P11
5　事例を踏まえた宿泊税の制度について　・・・・・・・・・・・・・・・ P13
6　その他　・・・・・・・・・・・・・・・ P25

1　検討の背景・目的について

【要旨】

- 人口減少が進む中、交流人口を拡大させ、波及効果の裾野が広く地域経済の活性化に大きく貢献する、観光振興の重要性が高まっている。
- コロナ禍でダメージを受けた観光需要が回復傾向にあり、全国の自治体で観光地域づくりへの取り組みが進む中、熊本市が選ばれる観光都市となるためには、現在抱える課題などを踏まえ、スピード感を持って観光振興に取り組む必要がある。
- 積極的な観光施策を継続的に展開していくため、観光振興を目的とした安定的な財源を確保する必要がある。
- 財源の使途については、中長期的な計画に基づき明確化する必要がある。

〇いただいたご意見

- 人口減少を観光振興で補う観点から、観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大を推進する必要がある。
- 現在、コロナ禍でダメージを受けた観光需要が回復しつつあるタイミングであり、回復から復活に向けて、早急に誘客や魅力ある観光地域づくりに取り組む必要がある。
- 全国の都市が頑張っている中で、スピードとタイミングをもって、選ばれる熊本市にならなければならない。
- いかにスピーティーに動くかが重要であり、タイムラインを作って動いていく必要がある。
- 熊本市はPRがあまり上手くできていない。
- インバウンドが回復傾向で今後需要が増加していくことから、誘致体制の強化が必要である。

（次頁へ続く）

1　検討の背景・目的について

○いただいたご意見（続き）

- コロナの落着きで観光需要が高まっている中で、熊本市を目的地として選ぶ目的・理由づくりと受入体制づくりが必要であり、そのためには財源が必要である。
- 観光への目的を持った予算を、観光振興へ集中的に投下していくタイミングにある。
- 今まで以上に積極的な観光施策を展開していくための安定的な財源確保が大切になるが、社会保障などと比較すると優先順位が低くなってしまうため、観光振興を目的とした財源であることが重要である。
- 熊本市の課題（魅力ある熊本が打ち出せていない、車での移動が難しいなど）を整理し、財源の使い道を明確にする必要がある。
- 既存の財源だけでは進められなかった取り組みもあると思われるので、財源を確保する取り組みには賛成であるが、中長期的な計画のもとで、目的をはっきりさせることが重要である。

○検討資料

観光分野における新たな財政需要と財源確保の必要性

- 全国的に人口減少が進み、地域の経済産業活動の縮小が懸念される中、交流人口を拡大させ、波及効果の裾野が広いことから地域経済の活性化に大きく貢献する「観光振興」の重要性が高まっている。
- 本市の観光は、コロナ禍からの回復傾向にあり、今後は、旅行需要全体の早期回復とさらなる発展を目指す必要がある。
- インバウンドの増加も期待される中、受入環境の向上や観光コンテンツの拡充等の観光まちづくりに資する施策を適切に展開していく必要がある。
- 本市の人口は、令和2年（2020年）国勢調査で減少に転じており、将来的にも人口が減少していくと考えられ、市税収入の減少の可能性等が懸念される中、観光施策を継続的に展開していくための安定的な財源確保について検討が必要である。

観光施策の展開による地域経済の好循環のイメージ

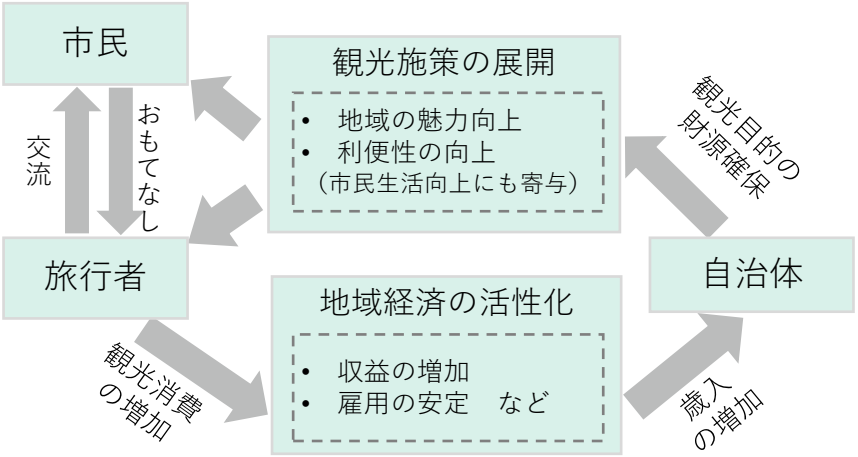

2　熊本市における今後の観光振興について

【要旨】

- 熊本市への来訪や滞在の促進と、来訪者の満足度向上を図るために、次の施策が必要である。

①来訪や滞在の目的となる、観光資源の魅力づくり

（例）エリアでの連携や親和性のあるコンテンツの関連付けなどによる、観光素材の磨き上げ

②来訪者に優しい滞在環境づくり

（例）案内サインの多言語化やデジタルサイネージによる観光情報の発信
移動の円滑化（財源の規模も考慮し、具体的なニーズを把握して進めることが望ましい）
観光関連業界における、多言語への対応や知識の向上などを促す研修会の実施

③認知度を高め、来訪を促すための誘客プロモーション

（例）旅行に関する行動ごとに適した情報発信による誘客
（効果の明確化が難しい点に留意して進めることが望ましい）

〇いただいたご意見

【全体について】

- 熊本への来訪や滞在の促進と、満足度の向上が重要。

【観光資源の魅力創出】

- 熊本に来る目的づくりと磨き上げが重要。
- 熊本城、中心商店街、新町・古町などで連携して楽しさやにぎわいを生み、エリアとしての魅力を創出することが重要である。
- 熊本城、水、肥後細川などの観光素材をきれいにつなげることで、滞在の促進や満足度の向上を図る必要がある。

（次頁へ続く）

2　熊本市における今後の観光振興について

○いただいたご意見（続き）

【質の高い観光情報の発信】
- 案内サインなどの多言語化や、デジタルサイネージによる観光情報の発信が効果的ではないか。

【目的地までの移動の円滑化】
- 観光地などへのスムーズな流れとしての移動円滑化は、宿泊事業者と旅行者に共通する要望だが、財源の規模を考慮して、中途半端な取り組みにならないようにする必要がある。また、具体的なニーズを把握して進めた方が良い。

【戦略的なプロモーション】
- まずはお客様に知っていただき、目的地として選んでいただかなければならないので、情報発信に力を入れた方が良い。
- 効果の明確化が難しい点が課題。

【観光産業の経営基盤強化】
- 宿泊、旅行業界の人材確保や、多言語などに対応する人材育成が必要。

○検討資料

熊本市観光マーケティング戦略における基本方針

基本方針1　世界に選ばれる観光都市・熊本の創造

基本施策　① 熊本城の魅力の最大化　② 世界に誇る水資源のブランディング　③ 観光資源の魅力創出　④ “まち”の魅力の発揮

基本方針2　訪れる人に優しい滞在環境の構築

基本施策　① 質の高い観光情報の発信　② 目的地までの移動の円滑化　③ 快適で安心・安全な滞在環境の構築

基本方針3　強みをいかした戦略的な誘客促進

基本施策　① 市場調査に基づく施策の検討・検証　② 戦略的なプロモーション　③ 熊本ならではのMICEの推進　④ 熊本ファンと一体となった誘客促進

基本方針4　観光振興を通じた熊本市の活性化

基本施策　① 観光産業の経営基盤強化　② 持続可能な観光まちづくりの推進

3　観光振興のための財源の検討について

(1)検討委員会における議論

【要旨】

観光施策の充実を目的とした新たな財源の確保については、**規模や安定性の確保、受益と負担の観点に留意し、最も合理的な手段を選択する**必要がある。

○いただいたご意見

- 今まで以上に積極的な観光施策を展開していくための安定的な財源確保が大切になるが、社会保障などと比較すると優先順位が低くなってしまうため、観光振興を目的とした財源であることが重要である。【再掲】
- 財源は、充実した施策を展開するために、一定の規模を確保する必要がある。
- 財源の確保にあたっては、受益に応じた負担を求める、という観点も重要である。

○検討資料

地方自治体の自主財源の比較検討

種　類	安定性・継続性	受益と負担	規　模
地方税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能	対象者の設定等により規模の確保は可能
分担金・負担金	特定の事業に係るため安定的であるが継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的
使用料	安定的・継続的な確保が可能		施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的
手数料			
寄附金	善意や協力に基づくため、安定的・継続的な確保が難しい	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない	対象者の設定により規模の確保は可能

3　観光振興のための財源の検討について

(1)検討委員会における議論

〇検討資料

「課税自主権」を活用した自主財源の比較検討

種　類			安定性・継続性、受益と負担、規模　等
地方税	法定外税	法定外普通税	・安定的、継続的な確保が可能 ・目的税に比べ、受益と負担の関連性は薄い ・収納した税は一般財源に充当されるため、目的税に比べ、特定の財政需要を満たすことが難しい
		法定外目的税	・安定的、継続的な確保が可能 ・目的税は、受益と負担の関連性が明確である ・必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる
	超過課税		・安定的、継続的な確保が可能 ・既存の税のうち、入湯税(法定目的税)は、地方税法により税収を観光振興に要する費用に充当できると定められているが、課税対象が入湯者に限られているため、規模の確保が難しい

3　観光振興のための財源の検討について

（2）法定外目的税の検討にあたっての留意事項①

【要旨】

①法定外目的税の検討にあたっては、**「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項」を踏まえたうえで、課税対象者の捕捉が比較的に容易、かつ、課税に係る行政コストが過重とならない合理的な手段**であることが望ましい。

②宿泊税を手段とする場合には、**特別徴収事務負担の軽減と制度の簡素化に重点をおいて**検討を進める必要がある。

〇いただいたご意見

【宿泊税を検討する上で重視すべき点】

- 既に導入している自治体の事例を活用し、同じ轍を踏まないようにしっかりとした体制を検討する必要がある。
- 財源確保のために宿泊税を導入することには賛同できるが、導入にあたっての弊害をどう取り除いていくかが重要である。
- 宿泊税の徴収に係る宿泊事業者の事務負担が懸念されており、いかに事務負担軽減を図るか、という視点が重要である。
- 宿泊事業者と納税者双方の分かりやすさと、事務負担の軽減を考え、制度の簡素化が重要である。

【宿泊税の制度全般について】

- 民泊は現場の人手が少ないため、現場が逼迫しないよう簡単な徴収方法が望ましい。
- 税率区分を設けると制度として分かりにくいのではないか。
- 宿泊料金を高く設定している所ではあまり感じないが、低く設定している所では相当な負担感を感じる。
- 簡易宿所や民泊は本来は低料金であるため、一律に200円とすると負担感が大きいのではないか。
- 長期連泊や観光を目的としないビジネスでの来訪者から宿泊税を徴収することは、負担感が大きいのではないか。

（次頁へ続く）

3　観光振興のための財源の検討について

（2）法定外目的税の検討にあたっての留意事項①

○いただいたご意見（続き）

【その他】

- 宿泊税を導入するとなった場合の宿泊事業者のシステム改修に対して、何らかの補助制度があるべき。
- 宿泊税を導入することによって、他の観光地との競合に何らかの影響を受ける部分がないか懸念する。

○検討資料

観光行動に着目した課税対象の比較検討

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	関連事業者及び課税捕捉に係る行政（徴税）コスト
入　域	熊本市への入域行為	入域手段は多岐に亘り、補足はほぼ不可能	入域行為の把握、課税に莫大な行政コストがかかる
宿　泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	**捕捉が容易**	**他の観光行動と比較すると、関連する事業者数が少なく、行政コストも少ない**
交通機関利用	交通機関（鉄道、バス、市電、タクシー、船舶等）の利用	市民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難	関連する事業者数が多く、行政コストも大きい
駐車場利用	有料駐車場の利用		
飲　食	飲食店等での飲食行為		
おみやげ購入	土産品店等での土産品購入		

旅行者の一般的な観光行動の流れ

3　観光振興のための財源の検討について

（2）法定外目的税の検討にあたっての留意事項②

地方税法第731条において、地方自治体は「条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。」、「法定外目的税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、 **総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**」と定められている。

また、地方税法第733条において、総務大臣は、法定外目的税の新設又は変更をしようとする「協議の申し出があった場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について**次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。**」としている。

（1）国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
（2）地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
（3）（1）及び（2）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（平15.11.11 総税企第179号「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」より抜粋）

第１　法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

（1）国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じであり、かつ、納税者の担税力、納税者の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、納税者の負担が著しく過重となると認められること。

（2）地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

当該税が、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められること。

（3）（1）及び（2）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

課税の目的、内容及び方法、納税者の担税力、納税者の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については、当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められること。

（2）法定外目的税の検討にあたっての留意事項③

（平15.11.11 総税企第179号「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」より抜粋

第５　法定外税の検討に際しての留意事項

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

（1）地方公共団体の長及び議会において、**（ウ）法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか**、**（イ）税以外により適切な手段がないか**などについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。

（2）地方公共団体の長及び議会において、**（エ）その税収入を確保できる税源があること**、**（ア）その税収入を必要とする財政需要があること**、**（オ）公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと**等のほか、**（カ）徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われること**が望ましいものであること。

（3）法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。

（4）法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

「法定外目的税の検討にあたっての留意事項③」まとめ

検討すべき主な論点	
ア　税収入を必要とする財政需要があるか	項目１ 項目３
イ　税以外により適切な手段がないか	
ウ　法定外の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか	
エ　税収入を確保できる税源があるか	
オ　公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないか	項目５
カ　徴収方法、課税を行う期間等十分検討したか	

4　事例を踏まえた宿泊税の使途について

【要旨】

① 熊本市観光マーケティング戦略に基づく事業に優先順位を設けて充当することが望ましい。

宿泊税の利用目的は「観光振興」であり、その活用にあたっては中長期的なビジョンのもと計画的に行う必要があるため、熊本市の観光振興への取組を強化していくための指針である「熊本市観光マーケティング戦略」に基づく事業への充当が望ましい。

また、熊本市への来訪や滞在の促進と、来訪者の満足度向上を図る観点に留意し、観光資源の魅力づくり、来訪者に優しい滞在環境づくり、誘客プロモーションなど、優先順位を設けて取り組む必要がある。

② 使途を明確化し、新規事業及び既存事業の拡充を中心に充当することが望ましい。

宿泊税を活用する事業については、受益と負担の関係性が納税者（旅行者）にとって明確である必要がある。

したがって、新規事業及び既存事業の拡充、又はそれらの効果的な継続に資する事業に充当し、単純な振替をしないことが望ましい。

4　事例を踏まえた宿泊税の使途について

〇いただいたご意見

- 納税者（旅行者）や宿泊事業者に分かりやすいか、満足度向上につながるか、という視点が重要。
- 目に見える効果のある取り組みや、効果検証が可能な取り組みが好ましい。
- 中長期的な計画、ビジョンに基づいて進めていく必要がある。
- 熊本市観光マーケティング戦略における施策の中から優先順位をつけて取り組むことが有効ではないか。
- 既存の財源とは区別して、宿泊税の活用により具体的に何を実現できたのかを明確化・見える化する必要がある。
- 既存予算の減少に応じた充当ではなく、新たな観光振興の取り組みに活用していくべき。

5　事例を踏まえた宿泊税の制度について

(1)課税客体・納税義務者の検討

【要旨】

課税客体は民泊施設を含めた宿泊施設への宿泊行為とし、課税客体の対象となる宿泊施設への**宿泊数（または宿泊料金）を課税標準、その宿泊者を納税義務者**とすることが適当ではないか。

- 東京都を除く全ての導入自治体が、公平性の観点から民泊施設も課税の対象としているため、本市においても同様に、民泊施設も課税の対象とすることが望ましいのではないか。
- 全ての導入自治体において、課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数（または宿泊料金）を課税標準、その宿泊者を納税義務者としている。

○いただいたご意見

- 東京都は民泊が課税対象外である。
- 熊本市の宿泊者は、施設の種別によらず同じ行政サービスを利用されているため、民泊だけを課税対象外とすることは、その受益への負担という観点から、公平性が保てないのではないか。

○検討資料

導入自治体における課税客体・課税標準・納税義務者

自治体名	課税客体	課税標準	納税義務者
東京都	・旅館業法に規定するホテル、旅館への宿泊行為	・左記施設への宿泊数	・左記施設への宿泊者
大阪府	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業にかかる施設への宿泊行為（民泊） 【大阪府・福岡県・北九州市】 ・上記に加え、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設への宿泊行為（特区民泊）		
京都市			
金沢市			
倶知安町		・左記施設への宿泊料金	
福岡県		・左記施設への宿泊数	
福岡市			
北九州市			
長崎市			

5　事例を踏まえた宿泊税の制度について

(2)徴収方法・特別徴収義務者の検討

【要旨】

①**宿泊税の徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等**とすることが適当ではないか。

- 宿泊者が個別に宿泊税を申告し納付することは実務上、困難である。
- 全ての導入自治体において、宿泊税の徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等としている。

②宿泊事業者が特別徴収事務を担うにあたっては、**できる限り事務負担の軽減を図るための措置や配慮が求められる。**

〇いただいたご意見

- 宿泊事業者と納税者双方の分かりやすさと、事務負担の軽減を考え、制度の簡素化が重要である。【再掲】
- 宿泊税の徴収に係る宿泊事業者の事務負担が懸念されており、いかに事務負担軽減を図るか、という視点が重要である。【再掲】

〇検討資料

導入自治体の徴収方法及び特別徴収義務者

自治体名	徴収方法	特別徴収義務者
全ての 導入自治体	・特別徴収 ※特別徴収義務者（宿泊事業者等）が 宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	・宿泊事業者等

5　事例を踏まえた宿泊税の制度について

（2）申告納入期限・課税を行う期間の検討

【要旨】

①申告納入期限は**原則、毎月末日までに前月分を納入する**ことと、**申告納入額が一定額を超えない場合に３か月分をまとめて申告納入できる「申告特例制度」を導入する**のが適当ではないか。

②課税の期間は、昨今の社会経済情勢が急速に変化していることを踏まえ、**初回は早い時期(2～3年後）に制度の見直しを実施し、その後は3～5年ごとに見直す**こととすることが望ましい。

- 全ての導入自治体において申告納入期限は毎月末日までに前月分を納入することとしており、一定の要件を満たす場合、3か月ごとの申告納付を可能としている。
- 全ての導入自治体において、社会情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案して、条例施行後3～5年で見直しを行うこととしている。

〇いただいたご意見

【申告納入期限について】

- 小規模事業者の事務負担に対する配慮として、他の自治体と同様、宿泊税の申告納入額が一定額を超えない事業者が3か月分をまとめて申告納入できる制度や、一定の要件を満たす場合に同じ事業者が経営する宿泊施設は合算申告できる制度は、設けたほうが良い。

【課税を行う期間について】

- 課税期間は自治体によって3年から5年とされているが、企業の事業計画などは、時代の流れや取り巻く環境の変化に鑑みておよそ3年ごとに見直していることを考えると、3年ごとに税率などの制度や運用を見直すべきではないか。
- 導入直後は制度の不具合など課題が出てくる可能性があるため、見直しまでに5年は長すぎる。初回は3年で見直しをし、初期不具合に対処・改善が図られた後は、5年ごとの見直しでも良いのではないか。

（次頁へ続く）

（2）申告納入期限・課税を行う期間の検討

○いただいたご意見（続き）

- 導入直後の見直しはできる限り早いほうがよい。2年あればある程度の見直しも可能と思われることから、初回は2年、その後は3年ごとに見直す方法も考えられるのではないか。

○検討資料

導入自治体の申告納入期限及び課税の期間

自治体名	課税の期間	申告納入期限
東京都	・条例施行後、5年ごとに見直し	・毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能
大阪府		
京都市		
金沢市		
倶知安町		
福岡県	・条例施行後3年、その後5年ごとに見直し	
福岡市		
北九州市		
長崎市	・条例施行後、3年ごとに見直し	

（３）税率・免税点の検討

【要旨】

免税点は設けず、一律定額とし、その後の検証によって必要な見直しを行うことが望ましい。

・事務負担の軽減と宿泊者への分かりやすさを重視して、シンプルな制度を検討することが望ましい。

〇いただいたご意見

【税率と免税点の設定について】

- 今の宿泊業の料金形態では客室単価が毎日変動しており、変動する金額に対して税額が異なるのは非常に厳しい。
- 事務負担軽減の観点から、できるだけ制度を簡素化することが望ましく、簡素化するのであれば一律定額が分かりやすい。
- 税率区分を設けると宿泊者にも分かりづらく、その説明で業務が停滞しないか懸念する。
- 東京都と大阪府では免税点が設けられている。民泊は営業日数に制限があり副業という位置づけであることから、7,000円未満などの免税点を設けていただきたい。
- 熊本市の宿泊者は、施設の種別によらず同じ行政サービスを利用されているため、民泊だけを対象に免税点を設けることは、その受益への負担という観点から、公平性が保てないのではないか。
- 免税点とする金額の設定が難しいことや、宿泊料金によって課税か非課税かが異なると事務が煩雑になるので、免税点は設けないほうがよい。
- 免税点や税率区分を設けることは、事務が煩雑になるため適当ではない。
- まずは宿泊者にも事業者にも分かりやすい一律定額で導入し、見直し年度に課題を検証するのが良いのではないか。
- 民泊に限らず、低価格帯の宿泊者にご負担いただくことについて、何らかの配慮を考える必要があるが、その解決方法として、そのような方々へも行政サービスを提供できるような仕組みを考えるなど、何か違うかたちで対応するということも考えなければならない。

（次頁に続く）

（３）税率・免税点の検討

○いただいたご意見（続き）

【税額（税率）をいくらにするかについて】

- 導入自治体の多くは最低税率が200円で、アンケートも200円や300円が適当という結果になっている。
- 財源を活用して何をやるかによって、福岡と同程度の200円程度が妥当なのか、財源を確保するために300円程度必要なのか変わってくる。
- 検討委員会で税額として妥当とした金額が、県との協議による上乗せによって変わることは望ましくない。県とは慎重な協議を続けていただきたい。

○検討資料

導入自治体（基礎自治体）の税率

課税団体	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
税率	①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	①宿泊料金の2%	①2万円未満：150円 ②2万円以上：450円	①一律150円	①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円
～1万円	200円	200円	200円 ※1万円の場合	150円	150円	100円
～1.5万円	200円	200円	300円 ※1万5千円の場合	150円	150円	200円
～2万円	200円	200円	400円 ※2万円の場合	150円	150円	200円
～5万円	500円	500円	1,000円 ※5万円の場合	450円	150円	500円
5万円～	1,000円	500円	1,600円 ※8万円の場合	450円	150円	500円

他都市の税率を本市で適用した場合の税収額の試算

自治体名	宿泊料金区分	税率	本市における宿泊者数の割合	税収見込み額
京都市	2万円未満	200円	99.4%	570百万円
	2万円以上5万円未満	500円	0.5%	
	5万円以上	1000円	0.1%	
金沢市	2万円未満	200円	99.4%	569百万円
	2万円以上	500円	0.6%	
福岡市	2万円未満	200円	99.4%	569百万円
	2万円以上	500円	0.6%	
北九州市	一律	200円	100.0%	564百万円
長崎市	1万円未満	100円	77.8%	350百万円
	1万円以上2万円未満	200円	21.6%	
	2万円以上	500円	0.6%	

（積算根拠）
・令和元年の宿泊者数（282万人）をベースに試算
・５万円以上の宿泊者数の割合は不明のため、0.1%と仮定して試算

（４）課税免除について

【要旨】

修学旅行等について**課税免除制度を設けない**ことが適当ではないか。

・熊本市は修学旅行を積極的に誘致している状況とは言えない。
・課税免除を設けることにより、対象者の確認作業等でフロント業務が煩雑となることが懸念される。

〇いただいたご意見

- 修学旅行の誘致に力を入れている自治体においては、修学旅行生等を対象に課税免除を設けているところもあるが、熊本市は修学旅行生を受け入れる施設が減っており、今後積極的に修学旅行を誘致するのか疑問である。
- 課税免除を設けることで、仕組みが複雑化、煩雑化するため、事務負担の増大を懸念する。
- 何を課税免除の対象とするかの線引きは難しく、宿泊施設のフロント業務の煩雑さを回避する点では、課税免除は設けないことが望ましい。
- 長期滞在者はビジネス目的の方が多いが、ビジネス目的であっても空いた時間に観光される方も多く、長期滞在・ビジネス来訪の宿泊者に対して観光地を整備する目的で課税することは、適当ではないか。
- 宿泊税であって観光税ではないので、観光目的以外で来られた方にも、ご負担いただいて良いのではないか。

（４）課税免除について

○検討資料

導入自治体における課税免除の設定状況

団体	京都市	倶知安町	長崎市
課税免除対象者	修学旅行その他学校行事に参加する生徒、引率者等	・修学旅行その他学校行事に参加する生徒、引率者等 ・倶知安町内で職場体験を行う生徒等	修学旅行その他の行事に参加している者のほか、市長が必要と認める者

（５）入湯税の改正について

【要旨】

宿泊税の導入と合わせて入湯税の税率を改正することは入湯税を活用した事業に影響があることから、**入湯税の改正は行わない**ことが適当ではないか。

- 入湯税と宿泊税は、使途・目的・課税客体等が異なっており、入湯税を活用した事業への影響を勘案すると、現状の税負担の維持はやむを得ない。
- 福岡市以外の宿泊税導入先行自治体においては、入湯という行為は市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切という考え方から入湯税の改正を行っていない。

〇いただいたご意見

- 入湯税と宿泊税は基本的に使途や目的が異なるという考え方で、改正はしなくてもよいと思う。
- 宿泊税を導入して熊本が選ばれるような取組を行うことが一番と思う反面、植木温泉には小さな旅館が多く、入湯税の負担もあり素直に不安でもある。
- 入湯税は全国的に十分浸透して定着しているが、それに加えて宿泊税が課税されることにご理解いただけるのか、不安である。
- 入湯税を改正した場合、入湯税の減額と宿泊税の課税に同時に対応する必要があるため、事務負担が増えないか。
- 宿泊税を導入していない他地域の温泉事業者との競合が生まれることに不安を感じており、もし宿泊税が導入されるのであれば、入湯税が少し安くなればと思う。
- 入湯税の改正は、入湯税を活用して実施する施策への財政的な影響も踏まえて、検討する必要がある。
- 入湯税に加えて宿泊税を課税することは、温泉事業者にとっても宿泊者にとっても負担であるが、どのようにご理解いただいて気持ちよくお支払いいただくか、に尽きるのではないか。

（５）入湯税の改正について

〇検討資料

入湯税の制度比較

熊本市	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
1人1日につき …150円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …70円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …50円 ※宿泊税導入前は、150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …50円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …100円	【宿泊の入湯客】 1人1泊につき …150円 【日帰りの入湯客】 1人1日につき …30円

（６）特別徴収義務者の事務負担の軽減について

【要旨】

①特別徴収義務者の事務負担を考慮し、**特別徴収交付金制度を導入する**ことが望ましい。

②システム改修等の初期投資に係る負担軽減措置としては、**特別徴収交付金交付率の上乗せ措置よりも、費用負担に対する助成金制度を導入する**ことが望ましい。その際、助成金の申請手続きはできる限り簡素な仕組みが望ましい。

〇いただいたご意見

- 特別徴収交付金制度は導入したほうがよい。また、期限を設けず継続されることで事業者の安心につながるのでは。
- 交付金は徴収を始めた後の制度であるため、事業者の資金でシステム整備等の初期投資をした後に少しずつ回収しなければならないことは負担が大きく、システム整備費助成制度を設けた方が、事業者の理解を得やすい。
- システム整備費助成を設けるにあたっては、補助対象となるシステム整備の例示や、申請の煩雑さの軽減など、申請手続きが簡素化できるよう検討していただきたい。申請に人手が割かれるようでは本末転倒である。
- 結果として煩雑な制度になるのであれば、最終的には他の自治体のように、交付金へ0.5%上乗せしてシステム整備費に充てる、ということになろうかと思う。
- 交付率は他の自治体と同程度でよいのではないか。
- 税率200円、交付率2.5%として、稼働率100%で試算しても、交付金額は100室あたり月額15,200円なので、はるかに人件費のほうが高いと感じる。

（６）特別徴収義務者の事務負担の軽減について

〇検討資料

導入自治体における事務負担軽減措置

長崎市以外の導入自治体	長崎市
①特別徴収交付金制度	①特別徴収交付金制度＋②システム整備費助成制度
①特別徴収交付金制度 【期　限】期限は設けていない 【交付率】納期内納入額の2.5%とする自治体が多い **【交付率の特例】導入から5年間は0.5%を上乗せして交付** 【交付上限額】 ・設けている自治体：4団体（設定額50万円～200万円） ・設けていない自治体：2団体	**①特別徴収交付金制度** 【期　限】設けていない 【交付率】納期内納入額の2.5% **【交付率の特例】なし** 【交付上限額】50万円 **②システム整備費への助成制度** 【補助率・限度額】**補助率：1/2　限度額：50万円** 【補助対象経費】既存のレジシステムの改修、新たなレジシステムの構築、ハードウェア・ソフトウエアの購入等 【申請実績】**約２割**
◆イニシャルコスト：**特別徴収交付金の特例（率の上乗せ）** ◆ランニングコスト：特別徴収交付金	◆イニシャルコスト：**システム整備費への助成制度** ◆ランニングコスト：特別徴収交付金

6　その他

【要旨】

- 宿泊事業者の事前準備や、旅行者への周知に必要な期間を十分に確保する必要がある。
- 宿泊税についてのリーフレットや表示板を作成するなど、制度の周知広報に努める必要がある。
- 熊本県と連携、調整を行いながら丁寧に進めることが望ましい。

〇いただいたご意見

- 導入する場合、宿泊事業者におけるシステムの導入や体制づくりなどの事前準備を行う期間と、旅行者への周知期間が十分確保されるよう配慮すること。
- 宿泊税を知らない方やインバウンド旅行者に対して、特に宿泊税の説明に多くの労力を要することが懸念されるため、宿泊税について説明したリーフレットを多言語で作成して設置したり、表示板を作成して主な施設に掲示したりするなどの準備が必要である。
- 県市でしっかり方向性を見据え、役割分担をしながら、導入やスタート時期を含め調整を行い、慎重かつ丁寧に進めていただきたい。